

# 国立大学法人評価について

## ・中期目標・中期計画，年度計画及びその評価について

### 国立大学法人法の概要

- 国立大学を各大学ごとに法人化し、国立大学法人を設立
- 大学共同利用機関を再編の上法人化し、大学共同利用機関法人を設立

国立大学は、国立大学法人法に基づいて、平成16年4月1日に法人化され、国立大学法人となりました。

それまでの国立大学については、大学としての特性に配慮した制度にしていたが、国（文部科学省）の内部組織でしたから、国の予算制度や国家公務員制度など、国の組織全体のルールについては、従わないわけにはいきませんでした。

また、内部組織ですから、制度としては、日常的に文部科学大臣の広範な指揮監督の下に置かれる形であったとも言えます。

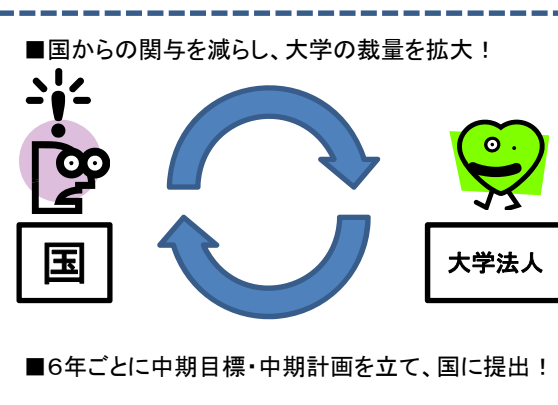
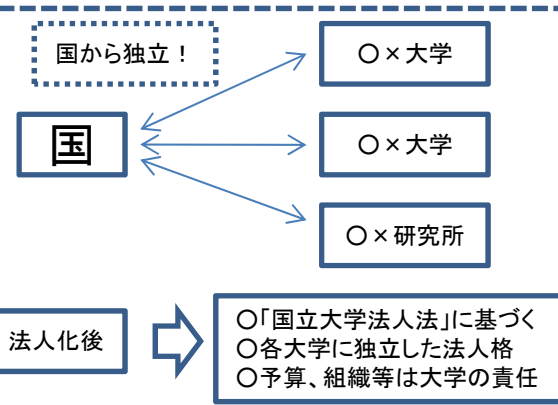
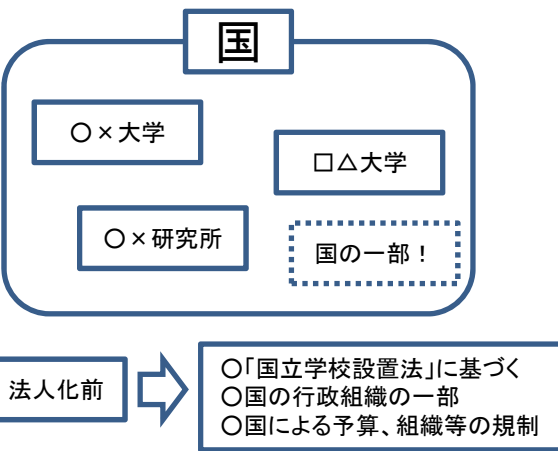
法人化では、このような国と国立大学との関係を大きく見直し、法人が自分で決められる範囲を大きくして、国は内部組織に対して行うような日常的な細かいところまでの関与を行わないことにしたのです。

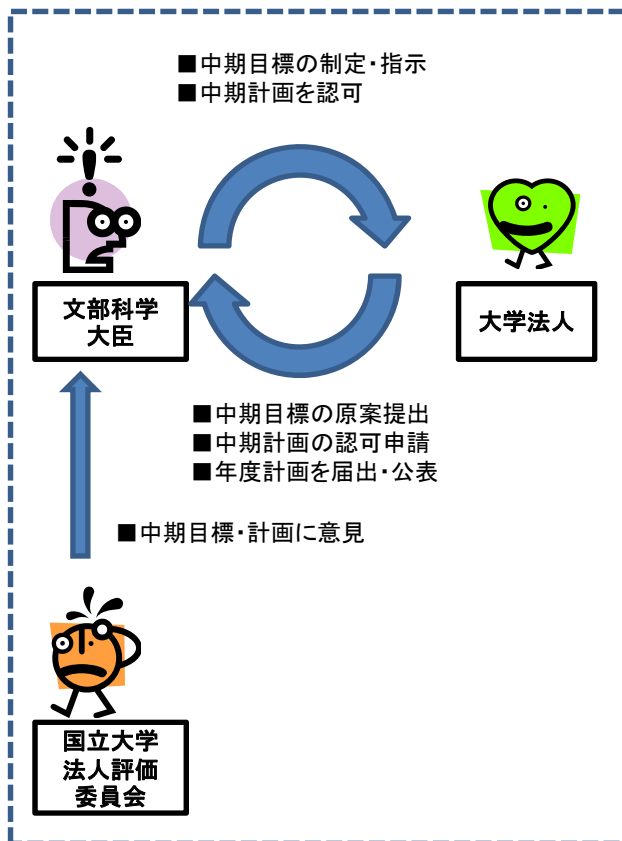
その代わりに取り入れられたのが、**国立大学法人評価（中期目標・中期計画の設定と評価）**の制度です。

法人は、6年ごとに中期目標・中期計画を立てて、国に提出することが義務づけられました。中期目標とは、各大学が6年間でどんなことを目指すのかを明らかにするもので、中期計画とは中期目標を実現するための具体的な計画です。

この計画については、「大学評価・学位授与機構」という専門機関や、大学のことをよく知っている有識者などが委員となる「国立大学法人評価委員会」という特別の委員会が定期的に評価を行い、その結果が各大学への運営費交付金に反映されることとなります。

このように、国は、法人化を機に、中期目標の作成や評価などを通じて、日本全体の高等教育のバランスや財政事情などと各大学の意見とを調整する仕組みに移行したのです。





国立大学法人は、文部科学大臣に対して中期目標（6年間）の原案を提出するとともに中期計画を作成しなければなりません。また、それらに基づいて年度計画を届出・公表しなければなりません。

文部科学大臣は、法人の原案を尊重しながら各法人の中期目標を策定・公表すると同時に、中期計画を認可・公表することになっています。

評価については、国立大学法人評価委員会が行うことになります。

この際、中期目標期間の業務の実績のうち教育研究面の状況については、独立行政法人大学評価・学位授与機構が専門的評価を実施することになっています。

この機構の評価結果を尊重しながら、国立大学法人評価委員会が経営面なども含めて中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価します。

また、国立大学評価委員会は各年度ごとの業務の実績についても評価することになっていますが、この年度評価に機構が組織として関与することはありません。

その総合評価の結果は、各法人に通知されるとともに、公表されます。評価結果をうけた各法人では、これを諸活動の改善・向上に資するとともに、次期中期目標・計画へ反映させることが求められます。

また、評価結果は運営費交付金の策定に反映されます。

評価結果は、各法人に通知・公表されるとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会にも通知され、必要があれば、国立大学法人評価委員会に対して意見が付されます。総務省の同委員会は、評価結果を踏まえて文部科学大臣に対して主要な事務・事業の改廃の勧告もできることになっています。

